

厚生委員の芽生え

高山悦嘉

今年は厚生委員に入っ
てやってみると云われて、
一時は戸惑いもした。結
局は引き受け、以来山
本担当責任や委員各位
の強力な御支援のお蔭で
活動を今のところ順調
なすべしを出してござい
ます。辞書によれば、厚
生とは「健康や生活、生
活を豊かにすること、活
躍を促すこと」とあり
ます。生活の道を事業に
置きかえてみれば、事業
費にすることが、或は繁
栄することになるのだら
う。生活の道を事業に
置きかえてみれば、事業
費にすることが、或は繁
栄することになるのだら
う。生活の道を事業に
置きかえてみれば、事業
費にすることが、或は繁
栄することになるのだら
う。

共済への加入は一事業所単位に、人員・規模別に一年間の契約方式です。

補償は大きく万全です

自己負担金5000円	1名	1事故	※工事施行中の事故、賠償責任共済期間中に自動で補償額が5000万円に達した時点で補償額は消滅します。
対人賠償	2,000円	5,000円	
対物賠償	—	5,000円	

A 稼働人員20名以上の事業所	年間掛金	15,000円
B 稼働人員6名以上19名までの事業所	年間掛金	13,000円
C 稼働人員5名までの事業所	年間掛金	10,000円

事故発生から解決までお任せ下さい

- 事故発生 地区長 支部長 本部 大東京火災
- 被害者 ○損害の認定 ○示談折衝 ○損害金の支払い
- ※事故が発生したら必ず次の内容をご連絡下さい。
 - 事故日時 ○事故場所 ○原因 ○被害者名住所 ○届出官公署
 - 故意 ○じんあいや騒音による賠償
 - 自動車事故 ○給排水設備からの蒸気、水の漏出損害
 - 地震、噴水、洪水、地盤変動による ○同居の親族、業務中の使用人、下請人への賠償
 - 工事の目的物自体の損壊 ○電気工事に伴う所有・使用・管理する財物に対する賠償

加入者が 200業者となった時点で共済制度はスタートします。
加入申込みは年2回（10月・4月）地区長にお申込み下さい。

賠償責任共済は、電気工事に伴う第三者への損害賠償を補償する制度です。

第三者への事故、賠償はこんな時発生します

- <対物事故の例>
 - 100Vを200V回路に誤って結線した為、冷蔵庫やテレビ等を破損させた。
 - 天井の配線作業中、やぐらが倒れ、商品やショーウィンドを破損させた。
 - 配線完了後、確認ミスにより送電した為、機械設備を破損させた。
- <対人事故の例>
 - 引込線の接続ミスで漏電していた為、第三者がふれ感電重傷した。
 - 高所で工事中、誤って工具を落とし、通行人に大けがをさせた。
 - 作業終了後、現場での安全対策を怠った為、夜間車両が飛び込み死亡した。

会員相互の事業経営を守る補償制度です

1. 損害賠償金
賠償の為に被害者へ支払う金額
2. 損害防止軽減費用
事故発生後に対処した必要有益な費用
3. 争訟費用
訴訟、仲裁、和解に要した費用（弁護士費用も含む）
4. 応急手当等費用
応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
5. 保険会社への協力費用
直接被害者と折衝する場合の協力費用
6. 事業主に対する共済給付金
第三者に対する賠償補償とは別途に、事業主が病氣又は災害により死亡したる場合、共済給付金を支払います。（給付金については別途定める）

電気工事に携わる皆様が工事期間中及び工事終了後お客様に引渡してから発生する第三者への法律上の損害賠償を保償します。

地区だより

電山

電山地区では七月新築された中電電山営業所会議室をおかりして七月十九日午後二時から七月二十日午後二時まで、実技講習会を開催し、合格者の向上をはかることになりました。講習会には、五月十三日より二十四日まで、学科講習会が行われました。

伊勢

伊勢支部では七月二十日午後二時から七月二十一日午後二時まで、実技講習会を開催し、合格者の向上をはかることになりました。講習会には、五月十三日より二十四日まで、学科講習会が行われました。

桑名

桑名地区では七月二十日午後二時から七月二十一日午後二時まで、実技講習会を開催し、合格者の向上をはかることになりました。講習会には、五月十三日より二十四日まで、学科講習会が行われました。

員弁

員弁部にて初めての三重県消防法競技大会が行われ、活躍しました。

伊勢

伊勢支部では七月二十日午後二時から七月二十一日午後二時まで、実技講習会を開催し、合格者の向上をはかることになりました。講習会には、五月十三日より二十四日まで、学科講習会が行われました。

桑名

桑名地区では七月二十日午後二時から七月二十一日午後二時まで、実技講習会を開催し、合格者の向上をはかることになりました。講習会には、五月十三日より二十四日まで、学科講習会が行われました。



消防法競技大会の様子が写っています。

とにかく、最終回まで全く五角の接戦でしたが、ついに私共の借敗となりました。五年前も負けず、二連敗で、チョッピリ残念ですが、真夏の太陽が照りつけるグラウンドで、誰に負かぬと誓って汗を流し、心から声援を受けた、心から心に沁みこんで汗がまみれ、無事試合を終った、すがすがしい気分でした。今後、二層階に気がついてつぶつぶ若々しい気分で行動して行きたいと思っております。

立入検査の実施について

毎年二月から三月にかけて、防犯課の立入検査が実施されてきましたが、本年は更新記録関係で防犯課の立入検査が現在未実施となっております。

本年は今年から左記の事項には特に注意し、防犯課の注意を受けないよう心がけねばならない。実施中心は、まだ二カ月あると、ゆづりかまえずに毎日少しづつ整理して下さい。

注意事項

(一) 防犯(電気工事竣工記録)について

帳簿を備付ける場合は所定事項を確実に記載し、電気工事竣工記録は年度別に綴り五ヶ年開保を要する。

(二) 防犯(電気工事竣工記録)について

四変更の届出

(1) 氏名・住所・法人の代表者の氏名

(2) 営業所の名称・所在の場所

(3) 新たに営業所を設置した場合を含む

(4) 前項の営業所について第一項の規定が適用されるに至ったとき

注意事項

(一) 防犯(電気工事竣工記録)について

帳簿を備付ける場合は所定事項を確実に記載し、電気工事竣工記録は年度別に綴り五ヶ年開保を要する。

(二) 防犯(電気工事竣工記録)について

四変更の届出

(1) 氏名・住所・法人の代表者の氏名

(2) 営業所の名称・所在の場所

(3) 新たに営業所を設置した場合を含む

(4) 前項の営業所について第一項の規定が適用されるに至ったとき

注意事項

(一) 防犯(電気工事竣工記録)について

帳簿を備付ける場合は所定事項を確実に記載し、電気工事竣工記録は年度別に綴り五ヶ年開保を要する。

(二) 防犯(電気工事竣工記録)について

四変更の届出

(1) 氏名・住所・法人の代表者の氏名

(2) 営業所の名称・所在の場所

(3) 新たに営業所を設置した場合を含む

(4) 前項の営業所について第一項の規定が適用されるに至ったとき

注意事項

(一) 防犯(電気工事竣工記録)について

帳簿を備付ける場合は所定事項を確実に記載し、電気工事竣工記録は年度別に綴り五ヶ年開保を要する。

(二) 防犯(電気工事竣工記録)について

四変更の届出

(1) 氏名・住所・法人の代表者の氏名

(2) 営業所の名称・所在の場所

(3) 新たに営業所を設置した場合を含む

(4) 前項の営業所について第一項の規定が適用されるに至ったとき

注意事項

(一) 防犯(電気工事竣工記録)について

帳簿を備付ける場合は所定事項を確実に記載し、電気工事竣工記録は年度別に綴り五ヶ年開保を要する。

(二) 防犯(電気工事竣工記録)について

四変更の届出

(1) 氏名・住所・法人の代表者の氏名

(2) 営業所の名称・所在の場所

(3) 新たに営業所を設置した場合を含む

(4) 前項の営業所について第一項の規定が適用されるに至ったとき

業法の推進

業法の推進、これ程むづかしい事はありません。一連の工事制が開始し、損保迄進捗に際するものと思えます。そして、これは業務に対するリズムでもあり、それからは安心して仕事を出来ません。自分だけで従業員のすべてを、

業法の推進、これ程むづかしい事はありません。一連の工事制が開始し、損保迄進捗に際するものと思えます。そして、これは業務に対するリズムでもあり、それからは安心して仕事を出来ません。自分だけで従業員のすべてを、

業法の推進、これ程むづかしい事はありません。一連の工事制が開始し、損保迄進捗に際するものと思えます。そして、これは業務に対するリズムでもあり、それからは安心して仕事を出来ません。自分だけで従業員のすべてを、

業法の推進、これ程むづかしい事はありません。一連の工事制が開始し、損保迄進捗に際するものと思えます。そして、これは業務に対するリズムでもあり、それからは安心して仕事を出来ません。自分だけで従業員のすべてを、

業法の推進、これ程むづかしい事はありません。一連の工事制が開始し、損保迄進捗に際するものと思えます。そして、これは業務に対するリズムでもあり、それからは安心して仕事を出来ません。自分だけで従業員のすべてを、

業法の推進、これ程むづかしい事はありません。一連の工事制が開始し、損保迄進捗に際するものと思えます。そして、これは業務に対するリズムでもあり、それからは安心して仕事を出来ません。自分だけで従業員のすべてを、

私の運勢

私は、今流に数えると十八才から三十五才の終戦迄、飛行機の操縦を職業としていた。昭和四年二月初めて操縦を握った時は、

私は、今流に数えると十八才から三十五才の終戦迄、飛行機の操縦を職業としていた。昭和四年二月初めて操縦を握った時は、

私は、今流に数えると十八才から三十五才の終戦迄、飛行機の操縦を職業としていた。昭和四年二月初めて操縦を握った時は、

私は、今流に数えると十八才から三十五才の終戦迄、飛行機の操縦を職業としていた。昭和四年二月初めて操縦を握った時は、

私は、今流に数えると十八才から三十五才の終戦迄、飛行機の操縦を職業としていた。昭和四年二月初めて操縦を握った時は、

私は、今流に数えると十八才から三十五才の終戦迄、飛行機の操縦を職業としていた。昭和四年二月初めて操縦を握った時は、

第三回 経営セミナー報告

中部電気工事業者組合連合会

日時 八月五日(木)・八月六日(金)

場所 大山市(大山ホテル)

参加者 岐阜・三重・長野 代表：八〇名

三重出席者

理事 藤田 功

事務局長 高井 士良

水野 隆吉(四角水昭一)

西川 徳生(角谷利次)

山本 実雄(藤田春生)

渡辺 定定(岡田利次)

村松 謙(田中 享)

川合 礼一(藤田 幸)

各分科会テーマ

一、分科会と業法体質について(岐阜県)

二、安定成長下の業法のあり方(長野県)

三、業法改正運動推進について(三重県)

四、共同保守管理業務について(愛知県)

五、組合組織の強化について(愛知県)

六、業法改正運動の推進(愛知県)

七、組合組織の強化と業法改正(愛知県)

八、業法改正運動の推進(愛知県)

業法改正運動の推進

一、組合組織の強化と業法改正

二、業法改正運動の推進

三、業法改正運動の推進

四、業法改正運動の推進

五、業法改正運動の推進

六、業法改正運動の推進

七、業法改正運動の推進

八、業法改正運動の推進

業法改正運動の推進

一、組合組織の強化と業法改正

二、業法改正運動の推進

三、業法改正運動の推進

四、業法改正運動の推進

五、業法改正運動の推進

六、業法改正運動の推進

七、業法改正運動の推進

八、業法改正運動の推進

業法改正運動の推進

一、組合組織の強化と業法改正

二、業法改正運動の推進

三、業法改正運動の推進

四、業法改正運動の推進

五、業法改正運動の推進

六、業法改正運動の推進

七、業法改正運動の推進

八、業法改正運動の推進

業法改正運動の推進

一、組合組織の強化と業法改正

二、業法改正運動の推進

三、業法改正運動の推進

四、業法改正運動の推進

五、業法改正運動の推進

六、業法改正運動の推進

七、業法改正運動の推進

八、業法改正運動の推進

業法改正運動の推進

一、組合組織の強化と業法改正

二、業法改正運動の推進

三、業法改正運動の推進

四、業法改正運動の推進

五、業法改正運動の推進

六、業法改正運動の推進

七、業法改正運動の推進

八、業法改正運動の推進

発展を阻害するといえる

内部不満がたまる現状とはいえず、現代化、高度化する現行法の法的根拠に基づき、現行法の活用を以て、組織を刷新し、現行法の活用を強化すべきではないか。

内部不満がたまる現状とはいえず、現代化、高度化する現行法の法的根拠に基づき、現行法の活用を以て、組織を刷新し、現行法の活用を強化すべきではないか。

内部不満がたまる現状とはいえず、現代化、高度化する現行法の法的根拠に基づき、現行法の活用を以て、組織を刷新し、現行法の活用を強化すべきではないか。

内部不満がたまる現状とはいえず、現代化、高度化する現行法の法的根拠に基づき、現行法の活用を以て、組織を刷新し、現行法の活用を強化すべきではないか。

内部不満がたまる現状とはいえず、現代化、高度化する現行法の法的根拠に基づき、現行法の活用を以て、組織を刷新し、現行法の活用を強化すべきではないか。

内部不満がたまる現状とはいえず、現代化、高度化する現行法の法的根拠に基づき、現行法の活用を以て、組織を刷新し、現行法の活用を強化すべきではないか。

員弁の大安町に ナイター球場完成



員弁電設協同組合施工で
この程、大安町立中学校西
側のグラウンドに工事費六百万
円をかけた夜間照明施設を
備えた。いならば郡内唯
一のナイター施設を定備し
た球場に改造したわけであ
る。同グラウンドをかこむ反
射型ランプ用投光器は、六
基で一建柱につく取付けられ
て、各五灯ずつ取り付けられ
総計実に四十キロワットの
光量が一面に投光されるも
のである。

パトロールに 参加して

この度三十年役員表彰を
受けられた地区で活躍さ
れまし、理事の三輪隆憲氏
長期間御苦労様でした。新
理事に渡辺定氏が誕生し
一年生役員が張り切ってい
ます。活躍ぶりを期待したい
と思います。

早速、昨午までは富田地
区は四日市と合流でしたが
今年から分離して七月八日
中電二名と組合員四名が
二班に分かれ、各組合員の
営業所を訪問、倉庫の整理
保護具、竣工記録等を点検
現場も六店作業状態を巡回
チェックしました。私達も
安全作業服装ヘルメット着
あけていた点等を取り
あげてみたいと思います。

一、富田地区を巡回するの
に一日は充分かかるのに
四日市と合同では範囲が
広く、結果的には無理で

51年度工事士試験 合格率 (中部五県)

名古屋通産局は、中部五
県の昭和五十一年電気工事
士の「合格率」をまことに
発表した。

今年受験者数は「一三
四〇九人のうち筆記試験免
除者三九五四人を除き八四
二五人が筆記試験を受け、
四五〇一人が合格した。合
格率は五二・一％であつた。

技能試験受験者数は七八
二八人のうち四〇八二人が
合格し、合格率は五二・一
％であつた。

名古屋通産局のはなして
は、今年度は学科の問題が
難しかったのかもしれない
と下回つた。

格率は五県平均五二・四％
で昨年の六五・三％を大き
く下回つた。

各県別合格人員及び合格率

県別	受験者	合格者	%	技能試験受験者	合格者	%
愛知県	3,439	1,929	56.0	3,567	1,825	51.2
岐阜県	1,096	511	46.6	1,034	502	48.5
三重県	977	478	48.9	797	544	68.3
静岡県	1,778	1,061	59.9	1,503	743	49.4
長野県	1,135	522	46.3	927	468	50.5
合計(5)	8,425	4,501	53.4	7,828	4,082	52.1

優良工事推進運動 の標語募集!!

一、標語要領
ア テーマ
優良工事推進運動は需要
家の屋内電気設備の保安
確保とサービス向上につ
ながるものであり、本運
動の主旨を的確に表現し
心に残るもの
イ 応募資格
中部電気工事協会の会員
またはその従業員
ウ 募集締切
昭和五十一年九月末日
エ 送付先
各県工事協会の
オ 優秀作品と選考と発表
①各県において優秀作品
五点を選考し連合会事務
局へ十月十五日まで
に提出する。
②連合会理事会において
優秀作品五点を十月末
までに選考する。
③優秀作品五点について
連合会から記念品を贈
呈するとともにポスター
により全協会の各店の
隅などに掲示する。

七月、十四日に担当常任
の市川忠男氏を迎えて第一
回広報委員会を開催した。
意見が出し、二年生委員に
は耳の痛い発言も種々あり
恐怖の連続であった。本年
より事務局依存を極力改め
委員全員が積極的にこれに
取り組む事を決議し、各位
に寄稿依頼の文書を送達す
る手配をした。

しかし、切日の十日に
事務局を訪れ、期待に
反して四面の会報を埋める
には程遠い寄稿状況である。
委員会にも話が出たが、我
々は作家や評論家ではない
ので、駄洒をうろつするは
ともかく、作文は苦手中の
苦手である。

「社」会員中には名実家も
も公共的のものが先走って
に値上げされている。それ
も公共的のものが先走って
多勢派られます。

広報委員会をおうせつた
ら若干の上向きは沈滞か
せてはいるが、安定低経
済に入つたとはいえない。
吾々電気事業者も、大手
から一人親方の店舗に至
るまで今が一番苦しい状態
と考へる。

だが、ここで吾々は頑張
らなくてはならない。将来
の見通しを見定め、経営
基盤を立て直すことが重要
と考へる。

お互い同業者同志の足
引張り合いを厳に慎み、適
正価格で、実のある施工を

射型ランプ用投光器は、六
基で一建柱につく取付けられ
て、各五灯ずつ取り付けられ
総計実に四十キロワットの
光量が一面に投光されるも
のである。

被照面積は六千平方メ
ートルで、その光度は内野
で二〇〇一三五〇ルクス
外野では六〇一五〇ルク
ス、テストの結果新聞の
小文字も目に不自由なく
しく読める施設である。

この夏は、夕涼みから
にナイター見物と見せられ
入らなちで賑わいを見せて
いる。尚、この工事は大安班
六名で行われ、受注以来十
日の短期間にて完納し、受
注者に非常に感謝された。

好利回り優つき。

きつと、財産づくりの
あと押しができます。

中部電力社債

●大きな利息が半年ごとに10年間受取れます。
●優で額面300万円まで無税扱いにできます。
●元金はもちろん、利息も安全確実です。
●お申込みは額面10万円単位とお手軽です。

お問合わせ・お申込みは

野村証券 四日市支店

〒510 四日市市諏訪栄町1番16号
TEL.(0593)53-2141 (代)

この会報も県内に散在し
て済む格別の御尽力を御
願ひ致します。残暑厳しき
折から御自愛第一の程御祈
り申し上げ拙文の見本とい
えます。

が、目を明くと朝である。
以上で精神年令の程もお
分りと思う、功罪中の功
とは申せませんが、とに角
書く事は読む事であると会
得したつもりである。

が記事の集載に苦勞しない

か……… (二七六八六六)

広報担当 市川
編集後記